

市長	副市長	スタッフ	担当者	係長
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

熱海市伊豆山字嶽ヶの無許可造成について、命令した旨報告があった。
併せて、許可済地についても、弁明の機会を付与した旨報告があった。

命令書

熟土第 72-21 号
平成 15 年 2 月 21 日

[Redacted]

静岡県知事 石川 嘉延



熱海市伊豆山字嶽ヶ [Redacted] における開発行為に関し、下記のとおり、都市計画法（以下「法」という。）第 81 条第 1 項の規定に基づき命令します。

記

法第 81 条第 1 項該当号	第 1 号
命令する理由	法第 29 条第 1 項に違反し、開発許可を受けずに開発行為を行ったため。
命令する内容	熱海市伊豆山字嶽ヶ [Redacted] 宇水立 [Redacted] における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。 また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を、平成 15 年 3 月 10 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。

この命令に不服があるときは、法第 50 条第 1 項の規定に基づき、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に静岡県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

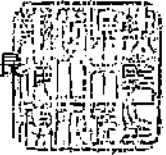


熱土第 72-21 号の 3

平成 15 年 2 月 21 日

熱海市長 様

静岡県熱海土木事務所長



都市計画法第 81 条の規定に基づく命令について

このことについて、下記のとおり命令しました。
別添写しのとおり命令書を送付したのでお知らせします。

記

- 1 土地の所在地
熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED]
字水立 [REDACTED]
- 2 命令を受けた者の住所・氏名
[REDACTED]
- 3 命令した日
平成 15 年 2 月 21 日
- 4 命令した理由
都市計画法第 29 条第 1 項に違反し、開発許可を受けずに開発行為を行ったため。
- 5 命令した内容
当該土地における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。
また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を、平成 15 年 3 月 10 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。
- 6 貴職に送付した理由
事情を知らずに取引関係に入った第三者が不測の損害を蒙るなど、公益を著しく害する恐れがあるため。

担 当 都 市 計 画 課
電 話 番 号 0557-82-9186
F A X 0557-82-9110

熱土第 72-21 号の 2
平成 15 年 2 月 21 日

静岡地方法務局熱海出張所長 様

静岡県熱海土木事務所長 様



都市計画法第 81 条の規定に基づく命令について

このことについて、下記のとおり命令しました。
別添写しのとおり命令書を送付したのでお知らせします。

記

- 1 土地の所在地
熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED]
字水立 [REDACTED]
- 2 命令を受けた者の住所・氏名
[REDACTED]
- 3 命令した日
平成 15 年 2 月 21 日
- 4 命令した理由
都市計画法第 29 条第 1 項に違反し、開発許可を受けずに開発行為を行ったため。
- 5 命令した内容
当該土地における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。
また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を、平成 15 年 3 月 10 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。
- 6 貴職に送付した理由
事情を知らずに取引関係に入った第三者が不測の損害を蒙るなど、公益を著しく害する恐れがあるため。

担 当 都 市 計 画 課
電 話 番 号 0557-82-9186
F A X 0557-82-9110



弁明の機会の付与通知書

熟土第 72-20 号
平成 15 年 2 月 21 日

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 様

静岡県知事 石川嘉延



次のとおり弁明の機会の付与を行いますので、行政手続法第 30 条の規定により通知します。

弁明の件名	平成 14 年 12 月 26 日付け熟土第 62-2 号で許可した開発行為に係る都市計画法第 81 条第 1 項に基づく措置命令
予定される不利益処分の内容 (講ずべき支障の除去等の措置の内容)	平成 14 年 12 月 26 日付け熟土第 62-2 号で許可した開発行為を直ちに停止すること。 土砂の流出の防止等の工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画をたて、熟海土木事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。
不利益処分の根拠となる法令の条項	都市計画法第 81 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号
不利益処分の原因となる事実	① 都市計画法第 80 条第 1 項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施工状況を示す資料の提出を求めたが、適切な資料の提出がなく、許可の条件に違反していると認められること。 ② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。 ③ ①及び②から、工事施行者が、都市計画法第 33 条第 1 項第 13 号に規定する、開発行為に関する工事を完成するために必要な能力を欠くと認められるに至ったこと。 ④ 貴社は、熟海市伊豆山字嶽が■■■■■■■■■■の土地において、都市計画法第 29 条第 1 項に違反して開発行為を行い、都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号に規定する、開発行為を行うために必要な信用を欠くと認められるに至ったこと。
弁明書の提出先	〒413-0016 熟海市水口町 13-15 熟海土木事務所 都市計画課
弁明書の提出期限	平成 15 年 2 月 27 日
口頭による弁明の機会の付与の有無	無
口頭による弁明の機会の付与の自時	無
口頭による弁明の機会の付与の場所	無

備考

- 提出期限までに弁明書が提出されない場合には、静岡県職関及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年規則第 71 号）第 21 条の規定に基づき手続を行うこともありますので、御承知おきください。
- 不利益処分の原因となる事実に対して、弁明すべき内容がある場合は、提出期限までに別添様式による弁明書を提出してください。